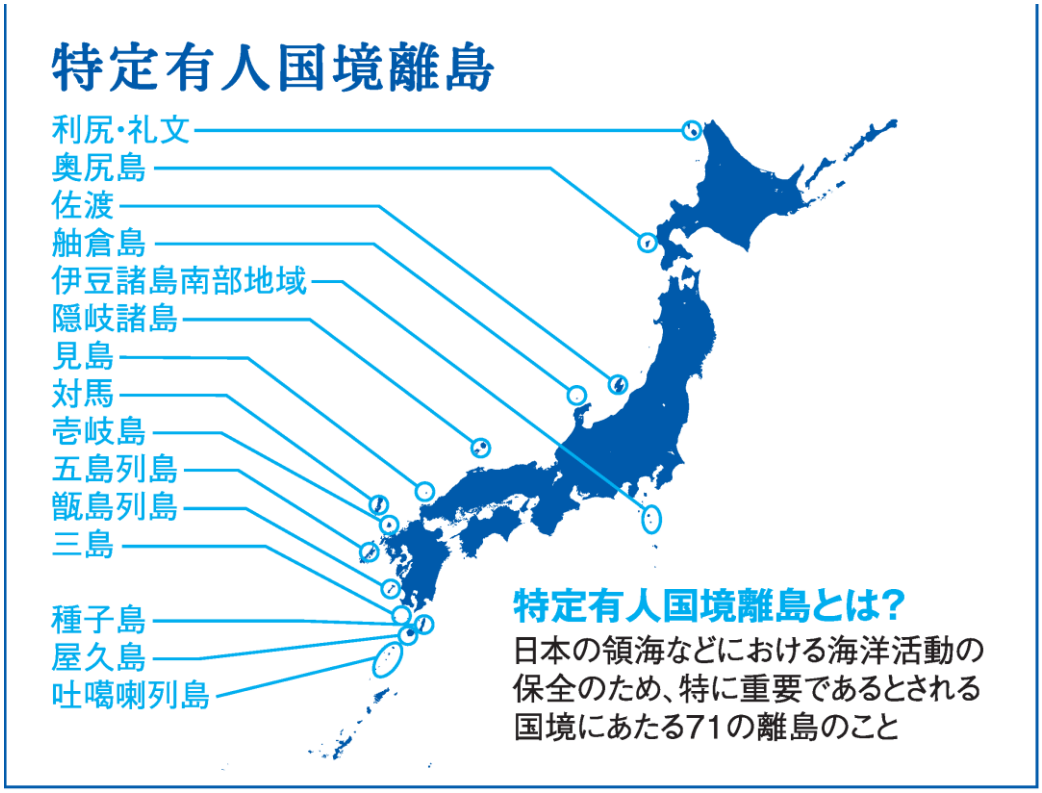
令和９年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

－ 雇用機会拡充事業 －

第１回公募要領



特定有人国境離島地域における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和８年 11 月　鹿児島県屋久島町

目　　次

１．事業目的	・・・２
２．募集期間	・・・２
３．補助対象者	・・・２
４．事業の実施要件	・・・３
５．雇用に関する要件	・・・３～４
６．事業計画期間	・・・４
７．補助対象経費	・・・５
８．補助対象事業費の上限額	・・・５
９．事業計画書の作成	・・・５～６
10. 審査選定	・・・６～８
11. 事業実績報告の作成	・・・８
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・・・８
13. 応募手続き	・・・９
14. 個人情報の管理	・・・９
15. スケジュール	・・・10
別表　雇用機会拡充事業の対象経費	・・・11～12
提出必要書類	・・・12

１．事業目的

雇用機会拡充事業とは、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、**雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助する**ことにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※　特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で地域 71 の離島が指定されています（屋久島・口永良部島も含まれます）。

２．募集期間

令和８年 11 月６日（金）～令和８年 12 月 15 日（火）

※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

３．補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものになります。

①　屋久島・口永良部島内において**創業する者**（事業を承継する者を含む。）

②　屋久島・口永良部島内の事業所において**事業拡大を行う者**

③　主として屋久島・口永良部島の商品、サービス等の販売を目的として屋久島・口永良部島以外の地域において創業する者←**町内にて雇用を創出することが条件**

雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令遵守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは

- 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）
- 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

事業拡大とは

- 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

４．事業の実施要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。

イ） 創業の場合、事業実施後、概ね３年以内に従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれること

ロ） 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること

ハ） 屋久島・口永良部島以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある屋久島・口永良部島の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること

② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性（がいぜんせい）が高い事業性を有するものであること。

③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること（※交付対象経費の４分の１は自己負担となります）。

④ 「創業」で応募される方は、令和９年度に実施予定の創業セミナーを必ず受講していただきます。

（留意事項）

・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な**単なる施設改修、設備費等は対象外**となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。

・ 事業採択日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。

・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

５．雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行います（最低でも３年間は雇用の継続を確認します）。

① 計画期間中に一週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員を新たに雇用※し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。（所定労働時間が週 20 時間以上の常用雇

用者を雇用人数の最小単位として計算してください。これ未満の雇用者は、1名とカウントしません。）

※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいい、**原則として雇用保険への加入が必要です。**期間を定めずに雇用されている人又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

※賃金は、鹿児島県の最低賃金額を満たす必要があります。

（1,090円/1時間当たり：令和８年10月25日～）

② **屋久島・口永良部島に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなす**ことができます。

③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。ただし、閉業期間に係る経費については交付対象外となります。

④ **事業採択日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。**

⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。

⑥ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。**事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画は、雇用機会拡充事業の対象となりません**のでご留意ください。

６．事業計画期間

雇用機会拡充事業の事業計画期間は、採択の日から令和10年３月10日までです。

ただし、屋久島町では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で 5 年間の事業計画の申請を受け付けることとしています。

なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

また、設備費及び改修費については、計画期間中の1か年のみしか計上できません。

※ 屋久島町が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

・ 地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例えば、島の産品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致する事業

・ 屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標、戦略プロジェクトに合致する事業であり、基本目標、ＫＰＩの達成に大きく寄与する事業

（屋久島町ホームページにまち・ひと・しごと創生総合戦略は掲載）

７．補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、別表（P11～P12）のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定してください。

② 設備費について、設備・備品として計上できるものは原則として1品単価が10万円以上のものとします。

③ 事業採択日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。

④ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。

⑤ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。

⑥ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応してください。

⑦ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。

⑧ 補助対象経費は**消費税抜き**での金額になります。消費税は対象となりません。

８．補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は事業計画期間１年間あたり、下表の左欄の区分毎に応じ、右欄の額となります。**事業実施者は、補助対象事業費の４分の１以上の額（下表の括弧内の額）は自己負担する必要がありますので、ご留意ください。**

区　　分	補助対象事業費の上限額
創　　業	600 万円（**150 万円**）
事業拡大	1,600 万円（**400 万円**）
設備投資を伴わない事業拡大※	1,200 万円（**300 万円**）

※設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

９．事業計画書の作成

事業実施者は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金雇用機会拡充事業事業計画書（屋久島町）（第２号様式）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出してください。

１）業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後３年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）

② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）

③ 売上高

２）鹿児島県計画との整合

鹿児島県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）第４条に規定する国の基本方針に基づき、同法第 10 条に規定する鹿児島県計画を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載されているため、申請する事業内容について計画と整合している必要があります。なお、現行の鹿児島県計画の終期は令和８年度末となっており、事業採択後に鹿児島県計画の改定が見込まれます。そのため、採択後においても、改定後の鹿児島県計画との整合を図る必要があることにご留意ください。県計画については、以下のホームページを参照してください。

鹿児島県計画　http://www.pref.kagoshima.jp/ac07/rishin20220330.html

３）補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「３　経費明細書」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載して下さい。

10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（P12. 応募手続き参照）の申請を受けて、「４. 事業の実施要件」「５. 雇用に関する要件」に関する適合性について１次審査を行った上で、屋久島町において審査委員会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に町長が予算の範囲内で事業候補者を決定します。なお、採択及び交付決定は、当該法の施行及び予算成立を条件とします。

審査は以下の観点から行い、採択の可否を書面で通知します。

※審査委員会開催前に、事業実施者から事業概要の説明をしていただき、審査委員より事業の内容等を聞き取る内容聴取会を行います。日程については、後日連絡します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

３人以上の常用雇用がなされる事業を優先的に採択することとしますが、これ以外であっ

ても、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があるようなものについても採択します。

② 事業性、成長性、継続性の判断

イ）ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

ロ）商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ハ）補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性（がいぜんせい）が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致

審査は、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

イ）島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること
（代表的な例：島を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの）

ロ）島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること

ハ）屋久島・口永良部島以外の地域から事業所を移転して行う事業、屋久島・口永良部島以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること

ニ）島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

ホ）宿泊施設や飲食店において、施設の多言語対応や無料公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、**必要な事業資金が確保されている必要**があります。自己資金相当額に加えて、**補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要**です。

事業計画書の「４－１事業計画に係る資金計画」の補助金交付相当額の手当手法については確実に記載してください。

（留意事項）

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

イ）これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業

ロ）島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの

ハ）短期的な需要や官公需を当て込んだ事業

ニ）どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、業務委託等によって業務を行う事業

ホ）他の補助金等で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

11. 事業実績報告の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて３年間（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況について雇用機会拡充事業実績報告内訳書（第 11 号様式）に記載し、報告する必要があります。

12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

雇用機会拡充事業に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払いになります。それまでの間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので、十分にご留意ください。

国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子（低利）融資（最長５年間（元金据え置きあり）、融資上限額７２００万円）が受けられる可能性があります。

ご利用を検討される方は、以下の金融機関までご連絡ください。

・鹿児島銀行

・南日本銀行

・種子屋久農業協同組合

13. 応募手続き

雇用機会拡充事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

（１）提出書類

・P12【提出必要書類】を参照ください。

・様式については、屋久島町ホームページに掲載します。

（２）提出先は以下のとおりです。

〒891-4207

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20

屋久島町役場　産業振興課　雇用機会拡充事業担当

E-mail:nourin@town.yakushima.kagoshima.jp

（３）提出方法

郵送又は持参

※応募書類及び添付書類等については、「個人情報の管理」に基づき、厳正な管理を行います。

なお、特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど応募者ご自身の責任で対応してください。

※提出された応募書類及び添付書類は返却しません。

14. 個人情報の管理

本事業への応募に係る提出書類により、屋久島町が取得した個人情報については、補助事業者による審査・採択・事業管理以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提出を求められた場合を除きます。）

なお、鹿児島県も審査、選定、事業管理において、本事業に関与し、申請者の情報を共有します。

○問い合わせ先

（雇用機会拡充事業に関すること）

屋久島町役場　産業振興課　産業振興係

ＴＥＬ：0997-43-5900（内線 255）

（有人国境離島交付金総合窓口）

屋久島町役場　政策推進課　企画調整係

ＴＥＬ：0997-43-5900（内線 224）

15. スケジュール

説明会から事業開始までの流れ

（あくまで現時点での予定ですので、時期については前後する場合があります）

時期	国（内閣府）	屋久島町	事業実施者
令和８年 11 月５日		事業説明会	
令和８年 11 月６日		事業計画募集開始	
令和８年 12 月 15 日		募集〆切	・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業申請 ・事業計画書の提出
～令和９年１月		事業計画審査（書類審査・現地調査・ヒアリング）	
１月中旬		内容聴取会 審査委員会開催	
１月下旬		事業候補者の決定 （採択結果通知）	内容聴取
２月上旬	候補者の審査 ←	候補者リストの提出	
～３月下旬	事業実施者の決定 に向けた協議調整		
４月１日	←	交付申請	
４月１日	→	交付決定 →	交付決定
～			事業開始
			↓
令和 10 年３月 10 日		←	事業完了期限 事業実績報告期限
		交付確定 →	
		←	交付金精算払請求
		交付金支払 →	

別表　雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費 又はこれに係る 減価償却費	・創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む） ・創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用・利用に要する経費 ・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 ・上記に係る減価償却費 注)単なる老朽化設備の更新は対象外 注)土地・建物（中古含む）の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外
改修費 又はこれに係る 減価償却費	・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。） ・特定有人国境離島地域外から来る方で新たに雇用する従業員の為の住宅改修費。 ・上記に係る減価償却費 注)土地・建物（中古含む）の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外
広告宣伝費	・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、ＤＭ製作・配布・郵送費 ・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等） ・創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等）
店舗等借入費	・創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）
人件費	・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用する従業員の給与、賃金 ・創業又は事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金 注)給与・賃金は１人あたり常勤雇用の場合は、月額 40 万円、非常勤雇用の場合は、月額 25 万円、パート・アルバイトは日額１万円/人を上限とする。 注)代表者、役員及びその親族（生計を一にする三親等以内）は対象外
研究開発費	・商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
島外からの事業所・雇用従業員の移転費	・離島外から離島への事業所及び新たに雇用する者の移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費

従業員の教育訓練経費	・従業員（創業の場合、本人も含む）の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）

【提出必要書類】　※様式については、ホームページよりダウンロードしてご使用ください。

申　請　書　類	部数
１．雇用機会拡充事業補助金交付申請に係る事前協議書（第１号様式）	原本　　１部
２.特定有人国境離島地域社会維持推進交付金雇用機会拡充事業事業計画書（屋久島町）（第２号様式）	原本　　１部
３．地域社会維持推進交付金事業収支（予算・精算）書（第３号様式）	原本　　１部
４．メールによる第１号様式・第２号様式・第３号様式のデータ提出	原本　　１部

添　付　書　類		
創業	○住民票（代表者）（原） ○開業届（交付決定後に提出してください。）（コ） ○その他必要な書類 ・積算明細書、見積書など経費詳細のわかる資料（任意様式）（コ） ・町税の納税証明書（直近３カ年分）（原）	各１部 ※（原）原本提出 ※（コ）コピー可
事業拡大	【個人事業主の場合】 ○住民票（代表者）（原） ○直近の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの）（コ） ○その他必要な書類 ・積算明細書、見積書など経費詳細のわかる資料（任意様式）（コ） ・町税の納税証明書（直近３カ年分）（原） 【法人の場合】 ○履歴事項全部証明書（原） ○直近の確定申告書（税務署受付印のあるもの）（コ） ○直近の決算書（貸借対照表、損益計算書）（コ） ○直近の事業報告書、貸借対照表（NPO 等の場合）（コ） ○その他必要な書類 ・積算明細書、見積書など経費詳細のわかる資料（任意様式）（コ） ・町税の納税証明書（直近３カ年分）（原）	各１部 ※（原）原本提出 ※（コ）コピー可